

地域密着型サービス 運営推進会議等に関するガイドライン

(令和6年度改定版)

彦根市福祉保健部高齢福祉推進課



目 次

1 運営推進会議等の概要	1 頁
2 運営推進会議等の開催方法	3 頁
3 運営推進会議等の議題	3 頁
4 運営推進会議等を活用した評価	4 頁
5 運営推進会議等の運用	5 頁
6 運営推進会議等の議事内容	6 頁
7 関係機関等への報告および公表	6 頁
8 運営推進会議等の合同開催	6 頁
9 運営推進会議等に関するQ&A	7 頁

1 運営推進会議等の概要

(1) 設置目的

運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護では介護・医療連携推進会議。以下「運営推進会議等」という。）とは、「彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 26 日条例第 1 号）」および「彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 26 日条例第 2 号）」の規定に基づき、地域密着型サービス事業者（夜間対応型訪問介護を除く。）が自ら設置することが義務付けられたもので、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、提供するサービスについて知見を有する者、事業所が所在する区域の地域包括支援センター職員、市職員等に対して、提供するサービスの内容や活動状況等を明らかにすることにより、事業所による「抱え込み」を防止するとともに、『地域に開かれたサービス』とすることで、サービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的としています。

(2) 設置主体

運営推進会議等は、事業者が事業所ごとに設置し、開催、運営します。

(3) 開催頻度

[サービスの種類]	[開催頻度]
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	おおむね 6 か月に 1 回以上
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	おおむね 2 か月に 1 回以上

※「おおむね 2 か月」や「おおむね 6 か月」とは、日程調整を行った結果、会議の間隔が若干超えたとしても運営基準違反とはならないということであり、事業所の判断で開催頻度を少なくすることを認めたものではありません。

(4) 会議の構成員

運営推進会議等は5名以上の構成員で構成し、構成員の選出分野の偏重を極力避けるように、複数分野から構成員を選出するようにしてください。また、事業所と利用者、利用者の家族のみで会議を開催することがないようにしてください。

	[構成員として条例に明記されている者]
①	利用者
②	利用者の家族
③	地域住民の代表者
④	提供するサービスについて知見を有する者
⑤	地域の医療関係者（介護・医療連携推進会議のみ）
⑥	市職員または地域包括支援センター職員

※ 事業所関係者は構成員としてではなく、運営推進会議等に活動状況等を報告し、評価を受ける立場で参加することとなります。

(5) 構成員の担うべき役割

運営推進会議等の構成員がそれぞれ担うべき役割は、次のとおりです。

- ① 利用者
 - ・ サービスが適切に提供されているか確認する。
 - ・ 事業者に対して、サービスの受益者として感想・要望を伝える。
- ② 利用者の家族
 - ・ サービスが利用者のために適切に提供されているか確認する。
 - ・ 事業者に対して、利用者の代弁者として感想・要望を伝える。
- ③ 地域住民の代表者
 - ・ 事業所と地域との関わりについて、助言・補助等を行う。
 - ・ 事業所と地域の関わりについての感想・要望を伝える。
- ④ 提供するサービスについて知見を有する者
 - ・ 事業所が提供するサービスが適切に行われているか確認する。
 - ・ よりよいサービスを提供するための手法について、助言等を行う。
- ⑤ 地域の医療関係者（介護・医療連携推進会議のみ）
 - ・ 地域における介護および医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図る。
- ⑥ 市職員または地域包括支援センター職員
 - ・ 事業所の個別ケースについて、対処すべきものがあるか確認し、助言等を行う。
 - ・ 事業所が指定基準に従い、適正な事業運営となるように助言等を行う。

2 運営推進会議等の開催方法

(1) 対面開催

開催に当たって、配慮を要する構成員（重症化リスクの高い方など）や、やむを得ず対面での参加が困難な構成員もいることが考えられるため、対面とテレビ電話装置等を活用した参加を組み合わせ合わせた開催も可能です。この場合、次項のオンライン開催も参照し適切に実施してください。

(2) オンライン開催

令和3年度運営基準の一部改正により、テレビ電話装置等を活用しての実施も可能となっています。ただし、利用者や利用者の家族が参加する運営推進会議等においては当該利用者等の同意を得る必要があります。

なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」および「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等も確認し適切に実施にしてください。

4. (2)④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

概要	【全サービス★】
○	運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。【省令改正、告示改正、通知改正】
・	利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
・	利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

3 運営推進会議等の議題

運営推進会議等は、各事業所の活動状況等について報告し、その報告内容について参加者から質問や意見、助言等を受けます。地域との連携を図り『地域に開かれたサービス』とするためには第三者からの評価や要望、助言等を受けることが重要です。

なお、本市に提出した事故報告については、必ず運営推進会議等で報告してください。

〔活動状況の報告内容の例〕	
・ 提供するサービス	・ 利用者数、平均要介護度
・ 事業所の取組み（避難訓練の実施報告等）	・ イベント等の実施状況
・ 事故報告	・ 次回開催予定

〔議題の例〕

- ・利用者の現状と課題
- ・利用者家族や地域住民からの要望、意見
- ・事業所の自己評価の報告と改善に向けた取組み状況
- ・事故およびヒヤリハットの件数、発生状況の報告と今後の事故防止に向けた改善策の報告
- ・熱中症や感染症の予防など、利用者の健康管理に係る事業所の取組み
- ・事業所の防災対策、非常災害時対策の取組み、避難訓練の実施状況の報告
- ・事業所における研修の実施状況の報告
- ・地域との交流や防災訓練への相互参加による地域との関わり、連携状況

例示した項目のように、予め具体的な議題を設定しておき、事前に参加者へ通知するなど当日の会議がより有意義なものとなるよう工夫し、サービスの質の確保と地域との連携に運営推進会議等をうまく活用しましょう。

※ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護においては、「身体的拘束廃止未実施減算」の要件となっている身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体的拘束適正化検討委員会）を運営推進会議と一体的に設置・運営することも可能となっています。

4 運営推進会議等を活用した評価

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、平成 27 年度地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）の一部改正により、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、運営推進会議等に報告した上で公表することとなっています。

また、認知症対応型共同生活介護事業所については、これまで県が指定する外部評価機関によるサービスの評価を受け、その結果を公表することとしておりましたが、令和 3 年度運営基準の一部改正により、小規模多機能型居宅介護等と同様の運営推進会議を活用した評価か、外部評価機関による評価のいずれかから第三者評価を受け、その結果を公表することとなっています。

運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者および利用者の家族ならびに構成員に対して手交もしくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人ホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」の利用または事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表し、サービスの利用希望者の選択に資するため、市や管内の地域包括支援センターにも提出をお願いします。

なお、外部評価機関による評価の結果は、従来通り、市に必ず提出してください。

	運営推進会議等	自己評価・外部評価
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	〔〇〕 6月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価 および外部評価を実施	〔－〕 平成27年度以降 介護・医療連携推進会議に統合
地域密着型通所介護	〔〇〕 6月に1回以上開催	〔－〕
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護	〔〇〕 2月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価 および外部評価を実施	〔－〕 平成27年度以降 運営推進会議に統合
認知症対応型共同生活介護	〔〇〕 2月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価 および外部評価を実施	〔〇〕 県が指定する外部評価機関による サービスの評価を受けて、結果を 公表
地域密着型特定施設入居者 生活介護	〔〇〕 2月に1回以上開催	〔－〕
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	〔〇〕 2月に1回以上開催	〔－〕
看護小規模多機能型居宅介護	〔〇〕 2月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価 および外部評価を実施	〔－〕 平成27年度以降 運営推進会議に統合

5 運営推進会議等の運用

- (1) 会議は事業所の管理者が主催し、招集します。
- (2) 会議の進行は事業所の管理者もしくは職員にて行います。
- (3) 運営推進会議等の委員は、運営推進会議等において知り得た情報は利用者や利用者の情報も含まれることから他に漏らすことをしてはいけません。また、委員を退いた後においても同様とします。
- (4) 運営推進会議等の開催場所は、当該事業所内で開催することとします。ただし、特別な事情によりやむを得ず当該事業所内で開催できない場合、または何らかの理由で他の場所で開催する必要がある場合にはこの限りではありません。
- (5) 事業所の職員は事務局として運営推進会議等に参画し、運営推進会議等への報告を行うほか、運営推進会議等からの評価、要望、助言等について記録を作成します。

6 運営推進会議等の議事内容

- (1) 年間事業の予定を作成し、各事業の目的および内容について報告します。
- (2) 事業所のサービス提供の方針について説明し、報告します。
- (3) 活動状況報告を作成し、それに基づいて運営状況（サービス利用状況や職員の配置、事故報告、入居者の状況等を含む）について報告します。
- (4) 自己評価、外部評価、介護サービス情報の公表を実施した際には、概要を直近の運営推進会議等で報告します。
- (5) 事業所は運営状況について評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴きます。あわせて、当該事業所と地域との連携・交流に関することや、その他個別課題に関することについて意見交換を行います。

7 関係機関等への報告および公表

運営推進会議等の内容については、下記により報告および公表を行ってください。

- (1) 運営推進会議等終了後速やかに、活動状況報告書等（任意様式）および運営推進会議等開催報告書（別紙1）または任意の様式による報告書を法人ホームページへの掲載や事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表してください。
- (2) サービスの利用希望者の選択に資するため、市や管内の地域包括支援センターにも（1）で公表された活動状況報告書等（任意様式）および運営推進会議等開催報告書（別紙1）または任意の様式による報告書の提出をお願いします。
- (3) 活動状況報告書等（任意様式）および運営推進会議等開催報告書（別紙1）または任意の様式による報告書を、その完結の日から2年間保存してください。
- (4) 運営推進会議等における報告資料については、利用者および利用者の家族については匿名とするなど個人情報・プライバシーを保護し、取扱いに注意してください。

8 運営推進会議等の合同開催

運営推進会議等の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合には、複数の事業所の運営推進会議等を合同で開催することが可能です。

- (1) 利用者および利用者の家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- (2) 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- (3) 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議等の開催回数の半数を超えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く。）
- (4) 外部評価を行う運営推進会議等は、単独で開催すること。

9 運営推進会議等に関するQ&A

Q 運営推進会議等の構成員とされている「地域住民の代表者」とは、具体的にはどのような方か。

A 地域住民の代表者とは、自治会の役員、民生委員児童委員、老人クラブの代表者等としています。

Q 運営推進会議等の構成員とされている「知見を有する者」とは、具体的にはどのような方か。

A 知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、当該サービスについて知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べる事ができるとしています。

Q 介護・医療連携推進会議の構成員とされている「地域の医療関係者」とは、具体的にはどのような方か。

A 地域の医療関係者とは、医師会の医師等または地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等としています。

Q 同一人物が「利用者の家族」と「地域の代表者（町内会役員等）」、「地域住民の代表者（民生委員等）」と「知見を有する者」等を兼ねることは可能か。

A 「利用者の家族」については、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立場が異なることから、兼務することは想定していませんが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務等はあると考えられます。

Q 運営推進会議等には、全ての構成員が毎回出席することが必要か。

A 毎回の運営推進会議等に、全ての構成員が参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足ります。

ただし、「運営推進会議等を活用した評価」として実施するものについては、市職員または地域包括支援センター職員、提供するサービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査委員研修了者等）の立場にある者の参加が必要です。

Q 「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とすることができる場合の要件の1つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

A できません。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られます。

付 則

このガイドラインは、平成28年7月1日から施行する。

付 則

このガイドラインは、令和3年10月1日から施行する。

付 則

このガイドラインは、令和5年8月1日から施行する。

付 則

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。